

地区役員・監事候補者推薦委員会設置規程

(総 則)

第1条 本規程は、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区規約に基づき、世田谷地区役員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という。）を設置するために規定する。

(設置期間)

第2条 地区委員会は、推薦委員会を地区役員改選のある地区総会の2ヶ月前までに設置し、同総会終了をもって解散する。

(委員の構成)

第3条 推薦委員会は、地区協議会長、地区委員長、地区コミッショナーのほか、地区協議会副会長より1名、地区副委員長より1名、地区副コミッショナー又は団担当コミッショナーより1名、各種運営委員会委員長より1名、団委員長より4名（地区協議会にて選出）の計11名をもって構成する。

2. 推薦委員会の委員長は、委員の互選とする。ただし、地区協議会長、地区委員長、地区コミッショナーは除く。

3. 事務長は、推薦委員会に出席するが、議決の数には加わらない。

(推 薦)

第4条 推薦委員会は、加盟各団より地区奉仕可能者として推薦された者を選考し、これを地区役員候補者として役務を付記して、地区委員会に推薦する。

(除外事項)

第5条 地区コミッショナー、地区副コミッショナー、団担当コミッショナー、地区事務長、特別委員会委員長、実行委員会委員長及び名誉役員並びに監事は別に定める方法により選出するのでこの規程より除外する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、地区協議会の承認を要する。

付 則

1. 本規程は、平成11年11月4日より実施する。

2. 本規程は、第3条第1項の構成人数及び第2項の議長を委員長と呼称を変更並びに委員長を互選にて選出することに改正し、平成15年9月4日より実施する。

3. 本規定を規程に訂正し、第3条及び第5条の条文中の中に団担当コミッショナー及び実行委員会委員長を追加し、平成18年5月14日より実施する。